

■ p. 60 文書偽造の罪 No.2 問題

問題枝文を、次のとおり全て差し替えます。

「自動車教習所の卒業証明書と同じ紙面上に、みなす公務員作成の卒業検定合格証明書が付加されている場合のように、同一紙面中に私文書と公文書が併存するものの全体を偽造したときは、私文書偽造罪と公文書偽造罪の双方が成立する。」

■ p. 61 文書偽造の罪 No.2 解説

解説枝文を、次のとおり全て差し替えます。

「みなす公務員が作成する文書も公文書に当たる（最決昭 32・6・27）。枝文のように、同じ紙面に私文書と公文書が併存しているものの全体を偽造した場合は、私文書偽造罪（刑法 159 条）と公文書偽造罪とがそれぞれ成立し、両罪は観念的競合となる（大判明 43・6・23）（刑事資料 52 巻 5 号 p. 47）。」

■ p. 239 No.5 解答

誤：○

正：×

※なお、解説に変更はありません。